

農薬ではないとされるもの（案）

1. 薬剤でないもの（物理的防除等）

（1）情報提供のあったもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	記入されていた効果
水蒸気	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
熱湯	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
温風	熱	-	成長調整（生育促進）
地中加温	熱	-	成長調整（生育促進）
太陽熱消毒法	熱・光	土壌病虫害	殺菌
UVカットフィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
昆虫行動制御灯 （黄色蛍光灯）	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
誘蛾灯	光	害虫	誘引し、その後捕殺
反射マルチ	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電灯、発光ダイオード 等による照明	光	病虫害	忌避、誘引等により被害 軽減
紫外線投光器	光	病菌	溶液の殺菌
紙（紙マルチ）	発芽・成長 の阻止	雑草	発芽、成長を妨げる
多目的防災網	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
粘着板・粘着シート	移動の阻止	害虫	誘引し粘着させる
防虫網・寒冷紗	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
防虫袋（果実袋）	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる
抗菌マルチ（銀使用）	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる

（注）上記のもののうち薬剤を染みこませたものは除く。

（2）その他考え得るもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	効果
UV（紫外線）反射フ ィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電撃殺虫器	光・電気	害虫	誘引し、電撃により殺虫
樹幹へのわら巻き	移動の阻止	害虫	わらに害虫を集め、焼却
溝掘り	移動の阻止	害虫	圃場の周りに溝を掘ること により移動を阻止
水田の水（深水栽培）	発芽・成長 の阻止	水田の雑草	発芽・成長を妨げる
爆音器	音	鳥獣	忌避

2. 農薬取締法上の天敵に該当しないもの

(1) 情報提供のあったもの

動物

動物の種類	対象病虫害等	記入されていた効果
アイガモ、アヒル	雑草、害虫	雑草の摂食・除去、害虫の捕食
スズメ	害虫	害虫の捕食
カエル	害虫	害虫の捕食
牛、ヤギ、羊	雑草	雑草の摂食
コイ、フナ、ドジョウ	雑草	雑草の摂食・除去
ハウネンエビ	雑草	雑草の摂食・除去

植物

植物の種類	対象病虫害等	記入されていた効果
ギニアグラス（イネ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
クロタリア（マメ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
イタリアグラス（イネ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンバク（イネ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ソルゴー（イネ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
マリーゴールド（キク科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ラッカセイ（マメ科）	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンドウ等コンパニオンプラント	害虫	圃場の在来天敵を増やすことにより害虫の密度を減少
緑肥作物	土壌線虫等病虫害	他の作物との輪作により土壌病虫害の密度を減少

使用方法から見て天敵の使用に該当しないもの

- ・天敵昆虫の寄主が好む作物を植えることにより圃場の在来天敵を増やし、害虫を低密度に保つ。
- ・圃場にくず米をまいてスズメを呼び寄せ、ついでに害虫を食べさせる。
- ・無農薬栽培、減農薬栽培または天敵に影響の少ない農薬の使用により圃場中の天敵昆虫の数を増やし、害虫を低密度に保つ。

(2) その他考え得るもの

- ・病虫害等や雑草を食べることがある脊椎動物全般
- ・雑草を食べる水棲の貝や甲殻類全般
- ・土壌病虫害を減らす効果のある植物、他感作用により他の植物の生育を防ぐ植物、害虫を忌避したり天敵を呼び寄せる効果を有する植物など、植物全般

3. 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当するもの
 （副次的に病害虫への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの）

(1) 情報提供のあったもの

資材名	対象病害虫	対象農作物	記入されていた目的・効果
カリ肥料		野菜等	つや出し、糖度・品質向上
ケイ酸カリウム	各種病害虫	稲、野菜	耐病性等の向上、品質向上
ケイ酸石灰	各種病害虫	稲	耐病性等の向上
ケイ酸マグネシウム		果樹	生理落果防止、樹勢回復
硝酸カルシウム		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
硫酸カルシウム（石膏）		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
リン酸剤（リン酸肥料）		果樹	品質向上
ポリリン酸カリウム		果樹	着果促進、品質向上
塩化カルシウム		トマト	カルシウム欠乏による尻腐れ病の防止
硫酸マグネシウム		作物全般	マグネシウム欠乏症の防止
ホウ素入りカルシウム		野菜等	生理障害の防止
EDTA-4Hのカルシウム塩		野菜、果樹、花き等	カルシウム欠乏、浮き皮の防止

(注1) その他、肥料である硫酸アンモニウムをナメクジの防除に、尿素肥料を雑草の防除に使用しているという情報提供があったが、肥料の用途外使用であり、この表には掲げなかった。

(注2) 資材名は、情報提供のあった名称を用いており、肥料取締法上の肥料の種類とは一致しない。

(2) その他考え得るもの

植物に栄養を与える目的で植物又は土壤に与えられる資材

4. 使用方法からみて農薬に該当しないもの

- ・ 情報提供のあったもの

資材名	対象農作物	記入されていた目的・効果
ヒカゲノカズラの胞子(石松子)	果樹	赤い色を利用し、人工授粉用の花粉に混ぜ、目印・増量剤として使用
固形アルコール	カキ	渋柿の渋取り
コロイド性炭酸ナトリウム	イチジク	樹幹の凍結防止
酸化(二酸化)チタン	施設栽培	散布後や養液栽培中の農薬の分解促進
食用着色料	野菜	植物成長調整剤に混ぜ薬剤が付着したかどうかを確認
にがり	作物全般	食味向上、品質促進
Eフレグ リューク(不凍液)	秋まき小麦	防除機械に混ぜ機械の凍結を防止
木工用ボンド	果樹	選定や接ぎ木の断面に塗り、固化させて病菌の侵入を防ぐ
水(普通の水) (注1)	施設野菜	葉面散布してうどんこ病を防ぐ

(注1) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注2) この他、農業施設や機具等の消毒にのみ使用されているという薬剤に係る情報提供があったが、こうした薬剤であっても農産物の防除目的で使用された場合は農薬に該当するため、この表には掲げなかった。